特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）
東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号。以下「特例省令」という。）第二条第一項の表東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令第六条第一項の規定により読み替えられた特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間を合算して得た期間	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間
東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号。以下「特例省令」という。）第三条第一項の規定により読み替えられた特例省令第二条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）
第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間